

市町村合併を考える"ヒント" 『合併とは何だ!』

昨年の10月に、留萌・小平・増毛の合併検討が始まって1年。

合併協議会では新市の基本構想を作り、
議会のあり方や、財政、税、福祉、教育、水道など行政のさまざまな分野について
運営方法やサービスのあり方を検討しています。
「新市まちづくり計画」も近く3市町の各家庭に配布される予定です。
今月号では、市町村合併についてみなさんが考えるための
"ヒント"をお話しします。

きる力のあるまちはあるでしょう。
「小さくても単独でやっていく！」という決意の強いまちもあります。
でも、合併して少し大きくなって、ムダを省き、自立をめざして新しいまちの運営をするのも、その解決策のひとつなのです。
どこの市町村も財政運営は厳しい。今後は、ますます子供は少なくなり、人口は減り、高齢者の比率は増えていく。一方で、「せっかく税金を払っているんだから、それに見合うサービスも欲しい」と思うはず。
でも、そのためには、それぞれのまち（自治体）が、自立できる力と能力を身に付ける必要があるのです。
留萌市が小平町、増毛町と合併を検討しているのは、地方分権などによる新しい仕組みに対応できる、よりよい運営方法をさぐるためです。
ただ、こうした仕組みの直しが、いつまでにどんなかたちになるのか、まだ分かりません。
もしかすると結局「あまり変わらなかった」という可能

性も否定はできません。
でも、合併であれ、単独であれ、将来への準備をしないといけない時期が近づいています。
100年後に今を振り返った時、明治維新で、藩がなくなり都道府県ができ、国の行政システムを築いたとき以来の大きな行政システムの改革になっているのかもしれない。
北海道では、明治の開拓に始まり、212市町村ができていた以来の大きなできごとかもしれません。
一方で、こうした行政の仕組みという観点だけではなく、個々のまちには歴史や風土があり、「ふるさと」とはいつまでもそのままであって欲しいという、そこに住んでいるからこその感情もあるはず。そういつた気持ちや家族の生活、まちの将来を考えて、

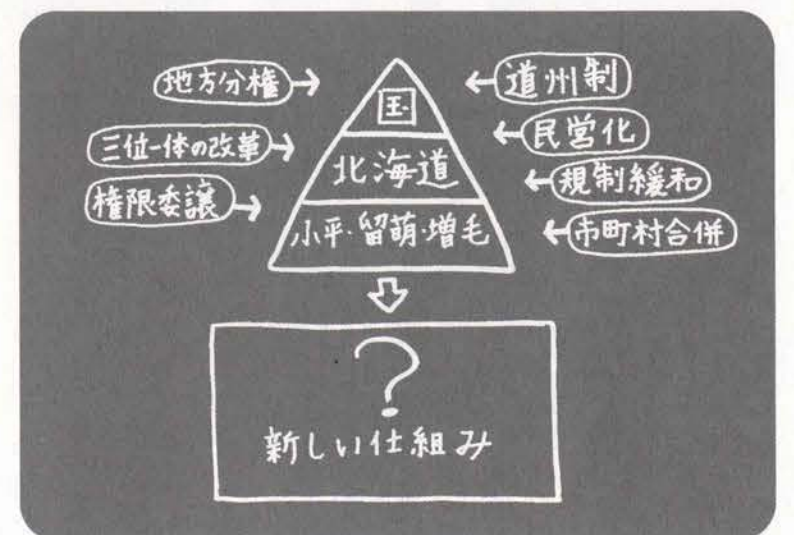


● どうして、今、市町村合併なの？
日本の行政は、「国（省庁）—都道府県—市町村」という3層構造で運営する仕組みになっています。
戦後の復興から、経済成長のころまでは、この仕組みで、国が頂点に立ち、地方（都道府県や市町村）や企業をリードして、所得も増え、みんなが豊かになってきました。
でも、バブルの崩壊後、「もうもたない。日本の仕組みを考え直そう」という、かたちの見えにくい、大きな動きがあります。
これまでの仕組みは、国がいったん税金を集め、地方に財源（お金）を分配するのが基本でした。
でも、今年の国の予算約80兆円（一般会計）のうち半分

近くは借金で、これまでの国の借金の残高は約550兆円になるのです。
つまり、国にはもう地方に「仕送り」するお金がなくなってきたという事です。
「地方分権」、「三位一体の改革」、「権限委譲」、「道州制」なども、この仕組みを見直した方法です。
この流れの中に、市町村合併もあるのです。

要するに、親（国）は体力（お金）もなくなり、これまでのように子供（地方自治体）の面倒をみられなくなり、子供に自立を求めてきた。
いっぽう、子供も親のしがらみからのがれ、新しいまちで、迎えるべきなの、それとも、これまでのままで、踏みとどまり荒波を乗り越えるため、がんばるべきなのか。
あなたはどちらですか？

自分で生活する自覚を強めてきた、というところでしょう。つまり、もしこの仕組みの見直しが進めば、これからは自分の集めたお金で、自分で決めて、自分で実施する「自主・自立」が求められるということです。
そのためには、今までの市町村の力では運営できないまちが出てくるかもしれません。中にはこのままでも自立で



合併が決まるまで

合併協議会の設置

▶留萌・小平・増毛の合併協議会は、3市町から10人ずつ（首長、議長などのほか一般市民も参加）で構成。昨年10月に任意協議会設置、今年7月に法定協議会に移行。

合併の協議

▶合併協議会は、「合併するか、しないか」を決めるのではなく、「合併について判断する資料をまとめる」のが役割。協議事項は、市役所（町役場）の財政、税務、福祉、教育、水道などさまざまな仕事（サービス内容）や料金などを、「合併したら、どのように統一したいのか」を検討すること。

議会提案

▶協議が進んだら、住民懇談会を開き、住民の意見を聞いて、合併について「賛成、反対」の態度を決め、市長（町長）は、議案を議会に提案。

成立

不成立

▶3つの議会がそろって議決したら、3市町の合併が成立。
▶どれかひとつでも反対したら、3市町の合併は不成立。

■今は、「合併した場合、国が財政面で優遇措置を取る」という合併特例法に沿って検討されているため、平成17年3月末日までに、合併の決定（各議会の議決と知事への申請）が必要。合併そのものは、合併の決定から1年以内。

市町村合併についてのお問い合わせ

企画財政部
企画調整グループ
☎42・1809